

新型コロナウイルス感染拡大 全国に「緊急事態宣言」が発令！



国内外で連日多くの新型コロナウイルス感染者が確認される中、4月7日、国は東京都や大阪府などの7都府県を対象区域とした新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、4月16日には対象地域を全都道府県に拡大しました。

栃木県緊急事態措置

県は、国の緊急事態宣言を受け、4月17日、特措法に基づき、栃木県緊急事態措置（4月18日～5月6日）を発表しました。（4月20日現在）

▼栃木県緊急事態措置の概要

○外出自粛の要請 医療機関への通院、食料品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛を要請。特にゴールデンウィークに向け帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動自粛を強く要請。

○施設の使用制限の要請 学校、遊興施設等に対して休止を要請。県の要請・協力依頼に応じて休業に協力した事業者には協賛金を支給。

○イベントの開催自粛の要請 規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

町では、県の取り組みに準じた対応を行い、感染拡大防止対策について一層の強化を図ります。

皆さまへのお願い

○自分を守るため、家族を守るため、そして社会を守るために今まで以上に不要不急の外出を控えてください。

○町では、来庁者の健康と安全のため、職員の手洗い、マスクの着用を励行しています。来庁する方は、かぜや発熱などの症状がある場合には来庁を控えてください。また、できるだけ混雑を避け、手洗いや咳エチケットの徹底などにご協力ください。

○今後、感染拡大を防ぐには、今大きな岐路です。これまでの意識ではなく、一人ひとりが最高レベルの危機意識を持つて取り組んでください。

公共施設の休館等

役場本庁と支所以外の公共施設は、感染状況が落ち着くまで当分の間、休館、休場、利用中止とします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

各種支援

【個人向け】

○一時的な資金の緊急貸付(世帯)
県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等により収入の減収があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金等の特例貸付を行っています。

受付は町社会福祉協議会が行っていますので、電話連絡の上、ご来所ください。

▼問合せ 町社会福祉協議会
☎ 5133

○町営住宅及び定住促進住宅の家賃減免

▼対象 新型コロナウイルス感染症の影響により合計所得が10%以上減少した世帯

▼減免率 収入月額に対する家賃の割合に応じて20～50%を減免 ※申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ ふるさと定住課
☎ 6955

【事業者向け】

○雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部が助成されます。

▼問合せ ハローワーク黒磯
☎ 0287・62・0144

○那須町中小企業融資制度
(緊急景気対策特別資金)

▼融資限度額 1千万(運転資金)
▼融資期間・利率 5年以内1%

▼利子補給補助金 融資金額の1%、次年度残額の1%相当分を補助

▼信用保証料補助 借入時の信用保証料相当分を補助

▼問合せ 観光商工課商工係
☎ 6918

○セーフティネット保証制度・危機関連保証制度

セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度とは、経営の安定に支障をきたしている中小企業者への資金供給を円滑化するための保証制度です。それぞれ一般保証とは別枠で信用保証協会の保証を利用することができます。これらの認定を受けるためには町への申請が必要です。

▼問合せ 観光商工課商工係
☎ 6918

